

大分県看護職員確保対策事業実施要綱

1 目的

この事業は、看護職員の確保を促進することを目的とし、別に定める「医療介護総合確保促進法に基づく大分県計画」に基づく事業を実施するものとする。

2 事業の内容等

この実施要綱に基づく事業は、次の事業とし、その内容は別記のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|-------|
| (1) 看護の地域ネットワーク推進事業 | 別記 1 |
| (2) 新人看護職員卒後研修事業 | 別記 2 |
| (3) 看護実践能力強化事業 | 別記 3 |
| (4) 訪問看護ステーション管理者育成研修事業 | 別記 4 |
| (5) 看護師勤務環境改善施設整備事業 | 別記 5 |
| (6) 看護職員宿舍施設整備事業 | 別記 6 |
| (7) 看護師等養成所施設整備事業 | 別記 7 |
| (8) 看護師等養成所運営費補助事業 | 別記 8 |
| (9) 病院内保育事業 | 別記 9 |
| (10) 病院内保育所施設整備事業 | 別記 10 |
| (11) ナースセンター機能強化事業 | 別記 11 |
| (12) 専任教員等養成講習会事業 | 別記 12 |
| (13) 専任教員継続研修会事業 | 別記 13 |
| (14) 実習指導者講習会事業 | 別記 14 |
| (15) 訪問看護推進事業 | 別記 15 |
| (16) プラチナナース生き生きプロジェクト推進事業 | 別記 16 |
| (17) 訪問看護ステーション施設整備事業 | 別記 17 |
| (18) 看護師の特定行為研修支援事業 | 別記 18 |
| (19) 在宅領域の看護ケア能力均てん化推進事業 | 別記 19 |
| (20) 退院支援強化事業 | 別記 20 |
| (21) 中小規模病院看護管理者支援事業 | 別記 21 |
| (22) 看護師の特定行為に係る研修機関施設整備事業 | 別記 22 |
| (23) 専任教員養成講習会受講支援事業 | 別記 23 |
| (24) 看護師等病院内研修貸出機材整備事業 | 別記 24 |
| (25) 看護職員県内就職促進事業 | 別記 25 |

3 事業実施計画の提出

- (1) 事業の実施主体は、事業計画認定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、別に定める期日までに知事に認定の申請を行うものとする。

- ア 事業計画書（別紙1）
- イ 誓約書（別紙2）
- ウ その他参考となる書類

- (2) (1) アに定める事業計画書は、別表の区分によるものとする。

- (3) 知事は、事業計画の内容を審査し、相当と認めるときは事業計画の認定を行い、事業計画認定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

4 補助事業者等

補助事業者等は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

5 補助額の算定方法等

補助対象経費及び補助率等については、各事業ごとに別に定める補助金交付要綱に定めるものとする。

（附 則）この要綱は、平成27年1月5日から施行する。

（附 則）この改正後の要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（附 則）この改正後の要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（附 則）この改正後の要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（附 則）この改正後の要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（附 則）この改正後の要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表

事業計画書の種別	事業名
別紙1－(1)	(4) 訪問看護ステーション管理者育成研修事業（研修事業を実施する場合） (16) プラチナナース生き活きプロジェクト推進事業 (19) 在宅領域の看護ケア能力均てん化推進事業 (20) 退院支援強化事業 (21) 中小規模病院等看護管理支援事業
別紙1－(2)	(2) 新人看護職員卒後研修事業
別紙1－(3)	(3) 看護実践能力強化事業 (17) 訪問看護ステーション施設整備事業 (24) 看護師等病院内研修貸出機材整備事業
別紙1－(4)	(5) 看護師勤務環境改善施設整備事業 (6) 看護職員宿舍施設整備事業 (7) 看護師等養成所施設整備事業 (10) 病院内保育所施設整備事業 (22) 看護師の特定行為に係る研修機関施設整備事業
別紙1－(5)	(8) 看護師等養成所運営費補助事業
別紙1－(6)	(9) 病院内保育事業
別紙1－(7)	(23) 専任教員養成講習会受講支援事業
別紙1－(8)	(4) 訪問看護ステーション管理者育成研修事業（管理者を中央研修に参加させる場合）
別紙1－(9)	(18) 看護師の特定行為研修支援事業

別記2

新人看護職員卒後研修事業

第1 新人看護職員研修事業

1 目的

この事業は、病院等（看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第2条第2項に規定する病院等をいう。以下、「病院等」という。）において、新人看護職員（主として免許取得後に初めて就労する保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。以下、「新人看護職員」という。）、新人保健師（主として保健師免許取得後に初めて保健師として就労する保健師をいう。以下、「新人保健師」という。）及び新人助産師（主として助産師免許取得後に初めて助産師として就労する助産師をいう。以下、「新人助産師」という。）が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図ることを目的とする。

2 実施主体

病院等の開設者又は管理者とする。

3 事業内容

病院等が、新人看護職員研修ガイドライン（平成23年2月14日医政看発0214第2号厚生労働省医政局看護課長通知、以下「ガイドライン」という。）に示された以下の項目に沿って、新人看護職員、新人保健師又は新人助産師に対する研修の実施に要する経費に対し、補助を行う。

- (1) 「新人看護職員を支える体制の構築」（ガイドラインのⅠ-3-1）又はガイドラインのうち保健師編のⅠ-3-1）を参照）として、職場適応のサポートやメンタルサポート等の体制を整備すること。
- (2) 「研修における組織の体制」（ガイドラインのⅠ-3-2）又はガイドラインのうち保健師編のⅠ-3-2）を参照）として、組織内で研修責任者、教育担当者及び実地指導者の役割を担う者を明確にすること。なお、専任又は兼任のいずれでも差し支えない。
- (3) 「新人看護職員研修」（ガイドラインのⅡを参照）に沿って、到達目標を設定し、その評価を行うとともに、研修の実施に当たっては、研修プログラムを作成すること。なお、新人助産師研修を実施する場合は、助産技術に関する項目を含めること。
また、新人保健師研修を実施する場合は、「新人保健師研修」（ガイドラインのうち保健師編のⅡ）に沿って、到達目標を設定し、その評価を行うとともに、研修の実施に当たっては、研修プログラムを作成すること。

第2 医療機関受入研修事業

1 目的

この事業は、新人看護職員研修を自施設単独で完結できない場合に、外部組織の研修を活用することにより、新人看護職員研修の着実な推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

上記第1による新人看護職員研修事業を実施する病院等の開設者又は管理者とする。